

## 学校生活について

### [1] あいさつ・礼儀・マナー

- ・気持ちのよいあいさつができるようにしましょう。

### [2] 服装

- ・令和2年度、3年度入学生

常に石山高校生としての品位を保ち、簡素・清潔な服装であるように心掛けること。

1. 男子は標準学生服（黒の詰襟）、女子は本校指定の制服を着用すること。男子は左襟に校章（襟章）をつけること。

2. 登下校については、次のように定める。

(1) 11月から4月までは、男子は黒の詰襟標準学生服上下、女子は本校指定の制服上下を着用すること。

冬服の下にセーターまたはベストを着用する場合は、一色の無地で華美でないものとする。出来る限り本校指定の中間服の着用を推奨する。女子の生地ベストについては本校指定のものとする。

(2) 5月から10月に上着を着用しない時は、男女とも白のシャツ・ブラウスを着用すること。そして必要とあればその上に本校指定の中間服（セーター、ニットベスト）、中間服に類似したセーター、ニットベストを着用すること。

- ・令和4年度入学生

常に石山高校生としての品位を保ち、簡素・清潔な服装であるように心掛けること。

1. 本校指定の制服を着用すること。

2. 登下校については、次のように定める。

(1) 11月から4月までは、本校指定の冬制服上下を着用すること。上着着用時にはリボンあるいはネクタイを着用すること。

冬服の下にセーターまたはベストを着用する場合は、本校指定の中間服を着用すること。生地ベストについては本校指定のものとする。

(2) 5月から10月に上着を着用しない時は、本校指定のシャツ・ブラウスを着用すること。そして必要とあればその上に本校指定の中間服（セーター、ニットベスト、生地ベスト）を着用すること。

なお、上着を着用しない場合は、ネクタイ、リボンの着用については任意とする。

### [3] 頭髪等

・頭髪を染色、脱色すること及びパーマ等の加工をすることは禁止しています。また、ピアス等の装飾品を着けることも禁止しています。

- ・定期検査を実施します。

#### [4] 携帯電話について

- ・スマートフォン等は、本校では、マナーが守られることを前提に許可しています。
- ・滋賀県下においても中学生や高校生が、出会い系サイトを通じて脅迫される等の犯罪の被害にあっています。次の注意事項をしっかりと守ってください。

※滋賀県公立高等学校PTA連合会でも、別紙の通り有害サイトのフィルタリングの促進を呼びかけています。

- ア 出会い系サイトについては、絶対に利用しない。
- イ 掲示板への書き込みでは、人権侵害の例が多数見受けられます。個人やクラス等を誹謗中傷する内容は、絶対に書き込まない。
- ウ いわゆるチェーンメールなど、不確実な情報を不特定多数に広げたり、その内容をそのまま信じて行動することがないようにする。
- エ 病院や電車等、携帯電話の使用が禁止されているところでは電源を切るなど利用マナーを守る。
- オ 自転車に乗りながらの使用はしない。
- カ 授業中は、必ず電源を切っておく。切り忘れ等は、マナー違反として、指導対象です。
- キ 定期考査等、試験会場に持ち込んだ場合、不正行為として取り扱い、特別指導の対象となります。